

○観音寺市介護職員初任者研修補助金交付要綱

令和6年7月9日告示第154号

観音寺市介護職員初任者研修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市内の介護保険サービス事業所(以下「介護事業所」という。)における介護職員の確保及び定着を図るため、介護職員初任者研修を修了した者に対して観音寺市介護職員初任者研修補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則(平成18年観音寺市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項に掲げる研修であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程(以下「初任者研修」という。)をいう。

(2) 介護事業所 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく指定を受け、次に掲げる事業のいずれかを行う事業所であって、観音寺市(以下「市」という。)の区域に存するものをいう。

ア 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業

ウ 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスを行う事業

エ 法第8条第28項に規定する介護保健施設サービスを行う事業

オ 法第8条第29項に規定する介護医療院サービスを行う事業

カ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)

キ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業

(3) 介護職員 介護事業所において雇用され、入浴、排泄、食事等の介護その他の要介護者又は要支援者に必要な日常生活上の世話に従事する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時において市の区域内に住所を有していること。
- (2) 申請時において初任者研修を修了しており、修了した日から1年以内の者であること。ただし、令和6年4月1日以降に研修を修了している者に限る。
- (3) 市内の介護事業所に、初任者研修を修了した日以後介護職員として週20時間以上の勤務を3月以上継続し、かつ、申請時において勤務を継続していること。
- (4) 国、県その他の機関から同様の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、介護職員初任者研修に係る受講料及び教材費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち、40,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観音寺市介護職員初任者研修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受講料及び教材費の領収書の写し（申請者の氏名及び支払金額が明記されたもの）
- (2) 初任者研修を修了した証明書の写し
- (3) 勤務証明書
- (4) 申請時において市税の滞納がないことの証明書（完納証明書）

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、観音寺市介護職員初任者研修補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者は、速やかに観音寺市介護職員初任者研修補助金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(補助金の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月9日から施行する。

観音寺市長 宛て

申請者 住 所

氏 名

※

※本人による署名に代えて、記名押印することができます。

電話番号

観音寺市介護職員初任者研修補助金交付申請書

観音寺市介護職員初任者研修補助金を受けたいので、観音寺市介護職員初任者研修補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 受講研修等

受講者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	本補助金の他に受講費用の助成	有 ・ 無
研修実施事業者	住 所 地	
	名 称	
受講料及び教材費	円	
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
申請日時点で3 月以上継続し就 労している介護 事業所	所在地	
	事業所名	
備 考		

3 添付書類

- (1) 受講料及び教材費の領収書の写し（申請者の氏名及び支払金額が明記されたもの）
- (2) 初任者研修を終了した証明書の写し
- (3) 勤務証明書
- (4) 申請時において市税の滞納がないことの証明書（完納証明書）

様

観音寺市長



観音寺市介護職員初任者研修補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました観音寺市介護職員初任者  
研修補助金の交付について、観音寺市介護職員初任者研修補助金交付要綱第7条の  
規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付額

円

観音寺市長 宛て

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

観音寺市介護職員初任者研修補助金請求書

観音寺市介護職員初任者研修補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額

円

2 振込先口座

振込先	銀行 信用組合 信用金庫 農協	支店 出張所
	口座種別 普通・当座	口座番号
	(フリガナ) 口座名義	